箕面市介護予防事業(運動教室及び運動機能測定)委託業務に係る 事業者募集要項

この要項は、第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画期間中(平成24~26年度(2012~2014年度))における箕面市介護予防事業(運動教室及び運動機能測定)委託業務に係る事業者を公募型提案競技方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

1. 業務名

箕面市介護予防事業 (運動教室及び運動機能測定)委託業務

- 2. 業務内容(詳細は仕様書のとおり)
- (1) 運動教室実施業務
 - ア はつらつアップ教室(公共施設型)
 - イ はつらつアップ教室(市内運動施設型)
 - ウ 転倒予防教室
- (2) 運動機能測定実施業務
 - ア 運動機能測定
- 3. 契約単位
- (1) 上記2. 業務内容のうち、(1) ア及びウは1契約とする。
- (2)上記2.業務内容のうち、(1)イは2施設での実施とするため、1事業者で対応できない場合は、2事業者と契約する。
- (3) 上記 2. 業務内容のうち、(2) は1契約とする。
- 4. 契約期間(詳細は仕様書のとおり)
- (1) 運動教室実施業務

年度内最初のクール開始日の概ね2ヶ月前から最後のクール終了日の概ね 1ヶ月後まで

(2) 運動機能測定実施業務

年度内最初の測定日の概ね2ヶ月前から最後の測定日の概ね1ヶ月後まで

- 5. 受託者の選定方法
- (1) 公募型提案競技方式により実施する。
- (2)審査結果については、平成24年(2012年)3月21日(水)付けで審査会 参加者全員に文書で通知するとともに、箕面市のホームページ上で公表する。

なお、審査結果についての異議申し立て等には一切応じない。

- (3) 審査結果により、契約単位ごとに総合点の最も高い者を選定する。
- (4)総合点の最も高い者の提案する運用案及び経費等と、あらかじめ本市の設定する運用及び予算額に差異がある場合は、交渉を行い合意に至れば契約を締結する。
- (5) 契約単位によって提案者が一者のみとなった場合は、審査結果により選定しないことがある。

6. 参加要件

- (1) 自治体での介護予防事業(運動教室)を受託した経験があること。又は、 同等の能力があること。
- (2) 国税及び地方税に未納がないこと。

7. 業務提案

(1)業務提案の提出

ア 期間:平成24年(2012年)3月7日(水)まで

イ 時間:午前8時45分~午後5時15分

ウ 提出先:箕面市健康福祉部高齢福祉課

エ 提出部数:12部(正本1部、写し11部)

オ 提出方法:持参によるものとし、郵送等での提出は受け付けない。

カ 提案内容:契約単位ごとに選択しての提案も可能とする。上記2. (1)

イを選択する場合は、1施設での提案も可能。

キ 参加者証:提案書を受け付けた際に、提案者へ審査会の参加者証を交付 する。

(2) 提出書類

- ア 提案書(別紙様式)
- イ 委任状 (別紙様式)
- ウ 法人概要書(別紙様式)
- エ 運用提案書(様式自由。アの提案書に添付する)

8. 質問及び回答

(1) 質問書の提出

ア 質問については、質問書(別紙様式)を提出すること。

イ 期間:平成24年(2012年)2月24日(金)午後5時15分まで

ウ 提出先:箕面市健康福祉部高齢福祉課

エ 提出方法:ファクス又は電子メール

(2)回答については、平成24年(2012年)2月29日(水)に箕面市のホームページへ掲載する。

9. 審査会の実施

(1) 開催日時

平成24年(2012年)3月12日(月)午前(予備日:3月13日(火)午後) 開始時刻は、提案時に交付する参加者証に記載している時刻とする。

審査時間は、説明15分以内、質疑応答10分以内の合計25分以内とする。

(2) 開催場所

〒562-0036 箕面市船場西一丁目 11番 35号 箕面市立総合保健福祉センター分館 2階 講堂

(3) 説明者

3名まで

(4) 提出書類等

ア 参加者証

イ 提案書以外の資料を追加する場合は12部用意すること。

- ウ パソコンやプロジェクターを使用する場合は、持参することとし、当日 までに箕面市健康福祉部高齢福祉課へ使用する機器を連絡すること。
- (5) 不正な行為が行われるおそれがあると認められるとき、又は、審査の実施が困難となる特別の事情が生じた場合は、審査を中止又は延期することがある。

10. その他

- (1)契約締結は、箕面市議会において、平成24~26年度(2012~2014年度) 当初予算のうち当該介護予防事業関連予算が承認されることが前提となる。
- (2) 提出書類受付後の修正、変更等は一切認めない。
- (3)提出書類については、返却しない。
- (4)提出書類の作成及び提出にかかる費用はすべて応募者の負担とする。
- (5) 提出書類は、箕面市情報公開条例の規定により公開することがある。

11. 業務提案書及び質問書の提出先

箕面市健康福祉部高齢福祉課

住所:〒562-0014 大阪府箕面市萱野五丁目8番1号

箕面市立総合保健福祉センター(みのおライフプラザ)

電話:072-727-9505 (直通) ファクス:072-727-3539

電子メール: kaigo@maple.city.minoh.lg.jp